

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 5 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23330029

研究課題名(和文)「E サポート民事紛争処理システム」の構築のための比較法的総合研究

研究課題名(英文) Integral Study to "e-Support System" for Civil Dispute Resolution in Japan

研究代表者

川嶋 四郎 (Kawashima, Shiro)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70195080

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：世界および日本社会における高度情報化の進展につれて、現在、司法の領域とりわけ民事訴訟・民事手続の世界でもICT化が急速に進展しつつある。しかし、行政・医療等の領域でICT化が加速度的に進行しているのに比べ、司法領域では、「民事訴訟・ADR手続のICT化」はほとんど進捗していなかった。そこで、本研究では、研究者のこれまでの研究成果を踏まえて、法的救済システムとICTシステムとを総合し、統合的な新システムの構築に努めた。2001年の『司法制度改革審議会意見書』での提言の具体化であり、その研究成果は、理論的実践的な評価を加えつつ逐次公表を行ってきた(後掲・論文、著作、学会等の報告を参照)。

研究成果の概要(英文)：This is the integral study to "e-Support System" for civil dispute resolution in Japan.

As the development of an information-oriented society in the world, we can see rapid progressing of ICT in the world of the Judiciary area especially the civil litigation and civil proceedings. However, compared to the administrative and medical areas in Japan and the U.S. and other countries in the judicial area, we cannot see the progress of the ICT of civil litigation and ADR in Japan. Therefore, in this study, based on the research achievement and knowledge of researchers, we tried to built new comprehensive and legal relief system on the base of ICT system. This means a further theoretical and practical implementation of the recommendations of the Judicial Reform Council of 2001 we have already published many articles and reports in several academic meetings including international ones. We have plan to continue the publication on this subject.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟(民事裁判) ICT 司法へのアクセス 救済法 民事訴訟法 民事執行・倒産法 ADR 司法改革

1. 研究開始当初の背景

近時、高度情報化社会の展開につれて、司法の領域、とりわけ民事訴訟・民事手続の世界でも ICT (情報技術) 化が、急速に進展しつつある。すでに、民事訴訟の領域では、1996年の現行民事訴訟法制定のさいに、いわゆる TV 会議システム・電話会議システムが導入され、民事訴訟の ICT 化の端緒が開かれた。その後、政府の「e-Japan 戦略」をも背景として、2001 年の『司法制度改革審議会意見書』での提言を受けて、2004 年には、通常民事訴訟の ICT 化を促進する可能性を有していると考えられる電子申立等の手続なども新設された。さらに、2006 年春には、督促手続のオンライン化も実施され始めた。しかしながら、今日に至るまで、行政等の領域や司法の周辺領域において、ICT 化が加速度的に進行しているのに比べて、「民事訴訟過程自体の ICT 化 (民事訴訟の ICT 化)」は十分に進捗していない。このような現状を改善するためには、民事訴訟制度に対して ICT 技術の全面的なサポートによる、アクセスと制度機能の飛躍的な向上を図ることが必要不可欠であり、そのためには、民事訴訟を中核とした紛争解決手続に対してどのような ICT サポートが可能であり、かつ望ましいかを、理論的・実践的に検討しなければならない。

2. 研究の目的

本研究は、これまで応募者が行ってきた「救済法」研究と「e-サポート裁判所」研究の成果を踏まえた「法のライフライン」構想の集大成として、「e-サポート民事紛争処理システム」の全体像を、具体的かつ総合的に提示し、日本における民事救済手続システムの完成を目的とする。この研究を通じて、「民事司法へのユビキタス・アクセス」を現実に実現するために、手続への恒常的アクセス過程とその手法および紛争処理手続過程の詳

細を提言し、「e-サポート裁判所」を中核とし各種 ADR 機関との連携・統合を実現し、ICT を活用した「e-サポート民事紛争処理システム」の具体的設計とそのための諸種の課題に取り組み、「法のライフライン」構想を具体化したい。

3. 研究の方法

全体として、本共同研究者が、それぞれの役割分担領域について上記のような主たる責任をもちつつ、各自の分担領域についての集中的な書籍・文献収集および調査と ICT 化の課題と展望に関する研究を行い、その成果について、定期的な研究会等を通じた共同研究の形式による比較法的な基礎的検討などを加えることなどに努めたい。そして、この研究期間内に、関係する和英独文献を読了先端的な取組みを実践しているシンガポール・アメリカ・ドイツ等を視察し、内外の各種紛争解決機関等の担当者との意見交換をし、一定の成果をあげ、その内容を著作のかたちにとりまとめ公刊することを現在具体的に計画している。

4. 研究成果

本科研費によるサポートのお蔭で、下記の 5 で具体的に掲記したように、数多くの論文、図書および学会報告を行うことができた。心から感謝申し上げたい。そのすべてをここに要約的に記載することは困難であるが、「司法へのユビキタス・アクセス」を実現し、市民の市民により市民のための紛争解決手続を具体化するためには、様々な民事訴訟法・民事手続法の領域における手続過程 (手続前過程を含む) における ICT 化が不可欠であるというのが、その帰結である。

5. 主な発表論文等 (計 18 件)
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

上田竹志、密猟主体と第三の波、振舞いと
しての法、査読無、1巻、2016、43-63
DOI:なし

川嶋四郎、法律サービス(特に、民事裁判)
におけるICTの活用に向けた実証研究につ
いて、民事手続の現代的使命、査読無、1巻、
2015、1325-1352
DOI:なし

川嶋四郎、簡易裁判所における法的救済過
程に関する若干の覚書、同志社法学、査読無、
374号、2015、1-48
DOI:なし

川嶋四郎、「一切の法律上の争訟」(裁判所
3条1項)についての覚書、同志社法学、査
読無、376号、2015、1-60
DOI:なし

川嶋四郎、公共訴訟過程の現代的展望、同
志社法学、査読無、379号、2015、1-54
DOI:なし

上田竹志、少額訴訟手続、和解に代わる決
定の現状と課題、法律時報、査読無、87巻7
号、2015、40-45
DOI:なし

園田賢治、当事者権の保障と釈明権、民事
訴訟雑誌、査読無、61号、2015、157-167
DOI:なし

上田竹志、任意的当事者変更について、民
事訴訟雑誌、査読無、60号、2015、171-181
DOI:なし

川嶋四郎、「司法へのユビキタス・アクセ
ス」の一潮流、民事手続における法と実践、
査読無、1巻、2014、21-39
DOI:なし

川嶋四郎、「救済の方法」論の展開・概論、
実務民事訴訟講座、査読無、1巻、2014、
289-324
DOI:なし

川嶋四郎、アメリカにおける差止的救済の
実現過程について(1)、同志社法学、査読
無、369号、2014、1-52
DOI:なし

川嶋四郎、上訴制度と上訴制限(ベトナム
語)、日本とベトナムにおける上訴規整(ベ
トナム司法省)、査読無、1巻、2014、3-30
DOI:なし

園田賢治、訴えの主観的予備的併合の許否
についての覚書、同志社法学、査読無、370

号、2014、21-46
DOI:なし

川嶋四郎、株主代表訴訟と文書提出命令、
会社事件手続法の現代的展開、査読無、1巻、
2013、61-76
DOI:なし

川嶋四郎、公法紛争における事実行為と民
事訴訟、法律時報、査読無、85巻10号、2013、
47-52
DOI:なし

川嶋四郎、歴史に垣間見る「日本人の裁判
観」について、調停時報、査読無、186号、
2013、91-101
DOI:なし

川嶋四郎、日本の法科大学院における法曹
養成の課題と展望、比較法研究、査読無、73
号、2012、80-88
DOI:なし

上田竹志、法は紛争解決を約束できるか、
圏外に立つ法、査読無、1巻、2012、71-102
DOI:なし

[学会発表](計10件)

発表者名：川嶋四郎

- ・発表課題：民事手続とコミュニケーション
- ・学会名：臨床法学教育学会
- ・発表年月日：2016年4月24日
- ・発表場所：同志社大学

発表者名：上田竹志

- ・発表課題：民事司法ICT化の理念と可能性

・学会名：東京弁護士会

・発表年月日：2016年3月22日

・発表場所：日本弁護士連合会

発表者名：Shiro Kawashima

・発表課題：The ubiquitous Access to Civil
Justice in Japan

・学会名：JSAI(Japanese Society for
Artificial Intelligence)

・発表年月日：2015.11.17

・発表場所：Keio University

発表者名：Shiro Kawashima

・発表課題：Impact of Japanese Involvement to the Civil Procedure Code Drafting in Asia

・学会名：EALS (East Asian Law and Society Conference)

・発表年月日：2015.8.5

・発表場所：Waseda University

発表者名：園田賢治

・発表課題：当事者権の保障と釈明権

・学会名：日本民事訴訟法学会

・発表年月日：2014年5月17日

・発表場所：九州大学

発表者名：川嶋四郎

・発表課題：上訴規整と上訴制限

・学会名：ベトナム最高裁判所、法整備支援

・発表年月日：2014年3月20日から28日

・発表場所：ベトナム最高裁判所〔ベトナム、ホーチミンシティ・ダナン・ハノイ〕

発表者名：川嶋四郎

・発表課題：歴史に垣間見る「日本人の裁判観」について

・学会名：福井調停協会・弁護士会

・発表年月日：2013年9月10日

・発表場所：福井国際交流会館

発表者名：川嶋四郎

・発表課題：コメント、環境訴訟：環境紛争の法的諸相

・学会名：環境法政策学会

・発表年月日：2013年6月15日

・発表場所：成蹊大学

発表者名：上田竹志

・発表課題：任意的当事者変更について

・学会名：民事訴訟法学会

・発表年月日：2013年5月20日

・発表場所：上智大学

発表者名：川嶋四郎

・発表課題：法科大学院におけるエクスターン・シップ教育の現況

・学会名：臨床法学教育学会。

・発表年月日：2012年12月1日

・発表場所：早稲田大学

〔図書〕(計7件)

川嶋四郎、有斐閣、公共訴訟の救済法理、2016、321

川嶋四郎他、日本評論社、テキストブック現代司法(第6版)、2015、50

川嶋四郎、弘文堂、民事訴訟法概説(第2版)、2015、571

川嶋四郎他、法律文化社、レクチャー日本の司法、2014、39

川嶋四郎、日本評論社、民事訴訟法、2013、1011

川嶋四郎他、日本評論社、会社事件手続法の現代的展開、2013、19

川嶋四郎他、有斐閣、民事手続法入門〔第4版〕、2012、67

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川嶋 四郎 (KAWASHIMA Shiro)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：15330021

(2) 研究分担者

上田 竹志 (UEDA Takeshi)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：80452803

(2) 研究分担者

園田 賢治 (SONODA Kenji)

同志社大学・大学院司法研究科・教授

研究者番号：20363012

(3) 連携研究者 なし